平成２１年（フ）第８９号
茨城県日立市台原町１丁目４番９号
債務者　鈴木八重子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９０号
茨城県日立市鹿島町１丁目９番14号
債務者　関　　順子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第５５号
茨城県神栖市堀割２丁目８番11号
債務者　人見千夏子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第６２号
茨城県神栖市波崎7327番地５
債務者　藤田　啓子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第６３号
茨城県神栖市大野原２丁目13番６号　五十嵐荘５号室
債務者　五十嵐庄市
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第６４号
茨城県鹿嶋市長栖2288番地43　アークヒルズＦ・Ｖ・B211
債務者　田部　信治
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第７０号
茨城県鹿嶋市平井1345番地39
債務者　照沼　亜廣
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第７３号
茨城県潮来市日の出７丁目16番地13
債務者　篠塚　廣之（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第７４号
茨城県鹿嶋市神向寺118番地１
債務者　大川　照子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第７７号
茨城県神栖市日川1218番地
債務者　榎　　一弘
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１１３号
三重県鈴鹿市寺家７丁目21番12号、前住所三重県亀山市田村町1885番地の10
債務者　木田　　剛
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１６号
三重県鈴鹿市寺家７丁目21番12号、前住所三重県亀山市田村町1885番地の10
債務者　木田久美子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０６号
京都府長岡京市馬場川原37番地１　ハウスカーメル１―201
債務者　小松ゆき子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９２号
京都市下京区川端町６番地　崇仁市営住宅31棟1109号
債務者　前田　　清
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１７６６号
広島市安佐北区亀崎１丁目９番23号
債務者　益田　幸美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０号
広島県安芸郡府中町大須４丁目４番23号
債務者　森本　尚美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６９２号
広島県廿日市市河津原425番地10
債務者　河津　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６９３号
広島県廿日市市河津原425番地10
債務者　河津　信子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部